

杉並区総合教育会議 次第

平成27年5月14日
午後2時から
第3・4委員会室

～次第進行 区長～

- | | | |
|---|----------------------|--------|
| 1 | 開会 | 区長 |
| 2 | 委員紹介 | 区長、各委員 |
| 3 | 総合教育会議の説明、法改正の概要 | 総務部長 |
| 4 | 総合教育会議の運営について | 区長 |
| | (1) 杉並区総合教育会議運営基準(案) | |
| | (2) 杉並区総合教育会議傍聴基準(案) | |
| 5 | 教育行政について | 教育委員会 |
| 6 | 大綱について | 区長 |
| 7 | その他 | |
| 8 | 閉会 | 区長 |

<資料>

- 1 杉並区総合教育会議運営基準(案)
- 2 杉並区総合教育会議傍聴基準(案)
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部抜粋
- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(概要)
- 5 杉並区総合教育会議 委員名簿
- 6 席次表
- 7 杉並区教育ビジョン2012(冊子)
- 8 杉並区教育ビジョン2012推進計画(平成27～29年度)案 概要

杉並区総合教育会議運営基準（案）

平成27年 5 月14日

（趣旨）

第1条 この基準は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）に規定するもののほか、杉並区総合教育会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第2条 会議の招集は、会議開催の日時及び場所並びに会議において協議及び調整すべき事項（以下「協議事項等」という。）を区長があらかじめ告示して行う。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。

2 会議招集後において、区長が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、会議において協議事項等を変更することができる。

（会議の開催）

第3条 会議は原則として、区長並びに教育委員会の教育長及び委員の全員が出席するものとする。ただし、緊急を要する協議事項等があり、教育委員会の委員の全員を招集する時間的余裕がない場合には、この限りでない。

2 区長及び教育長は、必要に応じ関係職員を出席させることができる。

（議事日程）

第4条 区長は議事日程を作成し、あらかじめ教育委員会に送付しなければならない。ただし、急施を要する場合はこれを省略することができる。

2 議事日程には会議開催の日時、協議事項等、その順序等を記載するものとする。

（協議事項等に係る決定）

第5条 協議事項等に係る決定は、区長及び教育委員会の合意により行うものとする。

（議事録）

第6条 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に出席した職員の氏名
- (4) 傍聴者数
- (5) 協議事項等の概要
- (6) 発言した者の氏名並びにその要旨
- (7) 決定事項
- (8) 会議において必要と認めた事項

2 非公開とした会議の議事録は、前項に準じて別に作成しなければならない。

3 議事録には、区長及び教育長が署名しなければならない。

（議事録の公表）

第7条 議事録の公表は、ホームページへの掲載により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、非公開とした会議の議事録は公表しない。

（会議の非公開）

第8条 法第1条の4第6項ただし書に規定するときは、会議の決定により会議を非公開とすることができる。

（傍聴）

第9条 傍聴の手續、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

（会議の庶務）

第10条 会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

附 則

この基準は、平成27年 5 月14日から施行する。

杉並区総合教育会議傍聴基準（案）

平成27年5月14日

（趣旨）

第1条 この基準は、杉並区総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第2条 会議を傍聴しようとする者は、区長に氏名を申し出て、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。

2 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴を終え、退出するときは、傍聴券を係員に返還しなければならない。

（傍聴できない者）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- （1）危険物その他の他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるものを所持している者
- （2）酒気を帯びていると認められる者
- （3）係員に傍聴券の提示ができない者
- （4）前3号に掲げる者のほか、区長が傍聴を不相当と認める者

（傍聴人の数）

第4条 傍聴人の数は、傍聴人用の席数を限度とする。ただし、区長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）会議における言論について批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- （2）私話し、雑談し、又は騒ぎ立てる等をしないこと。
- （3）みだりに傍聴席を離れないこと。
- （4）飲食又は喫煙をしないこと。
- （5）前各号のほか、会議を妨害し、又は会議の秩序を乱すような行為をしないこと。

（撮影、録音等の許可）

第6条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ区長の許可を受けなければならない。

（傍聴人の退出）

第7条 傍聴人がこの基準に違反したときは、区長は、その者に退出を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により区長から退出を命ぜられたときは、速やかに退出しなければならない。

3 傍聴人は、会議を非公開としたときは、区長の指示に従い、速やかに退出しなければならない。

（委任）

第8条 この基準に定めるもののほか、傍聴に関して必要な事項は、区長が定める。

附 則

この基準は、平成27年5月14日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部抜粋

発令 : 昭和 31 年 6 月 30 日法律第 162 号

最終改正 : 平成 26 年 6 月 20 日号外法律第 76 号

改正内容 : 平成 26 年 6 月 20 日号外法律第 76 号[平成 27 年 4 月 1 日]

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところ

により、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

Q&A

Q1 来年4月1日に、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」が任命されるのですか？

施行日の平成27年4月1日において在任中の教育長については、その教育委員としての任期が満了するまで、又は自ら退任するまで現行制度の教育長として在職するものとし、徐々に新制度に移行していくこととされています。その間は、従来どおり、教育長と非常勤の委員長が併存することとなります。

旧委員長（非常勤）については、旧教育長の任期が満了した時点、又は退任した時点で、委員長としては失職しますが、委員としての任期が残っている間は、引き続き委員として在職することになります。

Q2 常勤の教育長が教育委員会会議の主宰者となりますが、レイマンコントロールの考え方は変わらないのですか？

今回の改正において、教育行政の責任者としての教育長のリーダーシップは高まりますが、教育長以外は、非常勤の委員で構成する委員会の多数決で意思決定を行う仕組みは従来どおりです。また、教育委員の職業等に偏りが生じないよう配慮するとの規定を改正後も維持しており、教育の専門家ではない一般の住民の意向を教育行政に反映していく、いわゆる「レイマンコントロール」の考え方は変わっていません。

このため、教育委員の資質・能力の向上は重要であり、人選の工夫や研修の充実等が期待されるところです。

Q3 新制度では、いじめによる自殺事案等にどのように対応することになるのですか？

いじめ事件などが生じた場合には、まず、常勤の教育長が第一義的な責任者として迅速に対応することとなります。また、教育長の判断により、教育委員への迅速な情報提供や教育委員会会議の招集が可能になります。

さらに、首長の判断により、緊急に総合教育会議を開いて、講ずべき措置について教育委員会と協議・調整を行うことも可能です。

Q4 総合教育会議によって、首長が教育行政の方針を定めることになるのですか？

総合教育会議は、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが期待されています。

なお、会議において調整がついた事項については、それぞれその結果を尊重して事務を執行することとなります。

Q5 総合教育会議では、教育委員会の所掌する事務のうち、予算や条例提案など首長の権限に関わる事項についてのみ協議するのですか？

総合教育会議では、予算や条例提案等に加え、保育や福祉等の首長の権限に関わる事項等について、協議し調整を行うほか、教育委員会のみ権限に属する事項についても協議（＝自由な意見交換）を行うことが想定されています。なお、教科書の採択や個別の教職員の人事については、特に政治的中立性の要請が高い事項であり、総合教育会議の協議議題として取り上げるべきではありません。

Q6 大綱は、毎年策定するのですか？地方の教育振興基本計画や、自治体の総合計画で、教育行政の方針が示されている場合にも、別途、大綱を策定する必要がありますか？

大綱が対象とする期間について、法律上に規定はありませんが、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年程度のものとして定めることを想定しています。

また、地方公共団体において、教育振興基本計画を定める場合には、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が「大綱」に該当すると位置づけることができるものであり、首長が総合教育会議において、教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はありません。

Q7 大綱は、予算や条例提案などの首長の権限に関わらない事項についても記載されるのですか？

大綱は、予算や条例提案等の首長の権限に関わる事項について定めることが中心となると想定していますが、例えば、首長の権限に関わらない事項である教科書採択の方針、教職員の人事異動の基準等についても、教育委員会が適切と判断して、首長が大綱に記載することも考えられます。

なお、大綱は、首長が定めるものとされており、首長と教育委員会で調整がついた事項について尊重義務が生じます。

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育委員会係

文部科学省ホームページに、本法律に関する詳細の情報が掲載されています。ぜひご覧下さい。

法律詳細：http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/detail/1348975.htm

地方教育行政の組織及び運営に関する 法律の一部を改正する法律 (概要)

平成27年
4月1日
施行

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る。

POINT① 教育長

教育委員長と教育長を一本化した
新「教育長」の設置

POINT③ 総合教育会議

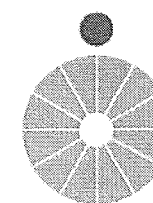
すべての地方公共団体に
「総合教育会議」を設置

POINT② 教育委員会

教育長へのチェック機能の強化と
会議の透明化

POINT④ 大綱

教育に関する「大綱」を
首長が策定



文部科学省

教育委員会制度、こう変わる



これまでの教育委員会の課題

- 教育委員長と教育長のどちらが責任者がわかりにくい
- 教育委員会の審議が形骸化している
- いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- 地域住民の民意が十分に反映されていない
- 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある

教育委員会の改革

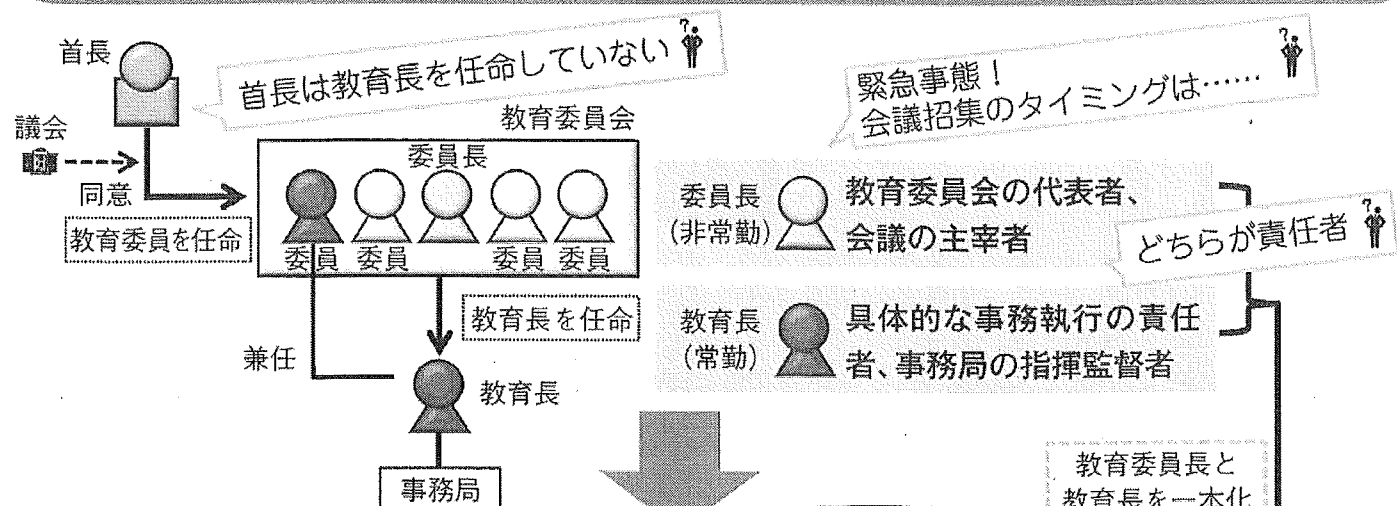
- 教育行政における責任体制の明確化
- 教育委員会の審議の活性化
- 迅速な危機管理体制の構築
- 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

政治的中立性の確保

- ◆ 教育委員会は、引き続き、執行機関
- ◆ 総合教育会議で、首長と協議・調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

POINT① 教育長

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



新「教育長」

- ★ 教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表（会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者）
- ★ 任期3年

- ✓ 第一義的な責任者が教育長であることが明確に
- ✓ 緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断

※教育長については、所信表明など丁寧な手続を期待

- ✓ 首長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化

POINT② 教育委員会

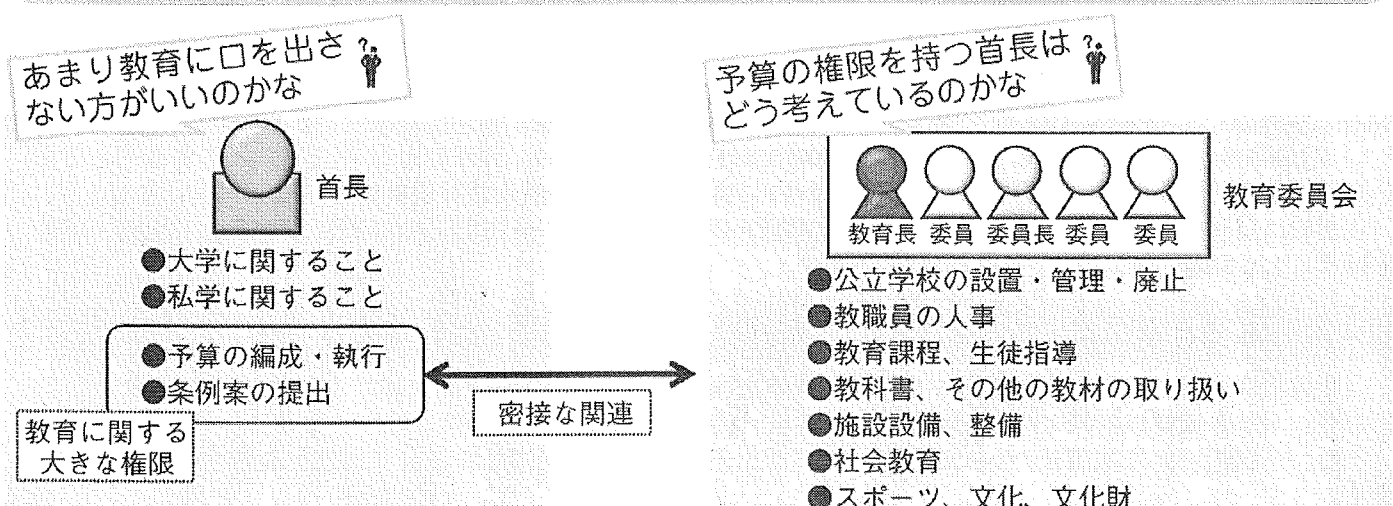
教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員によるチェック機能の強化のため、
 - ・ 教育委員の定数1/3以上からの会議の招集の請求
 - ・ 教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。

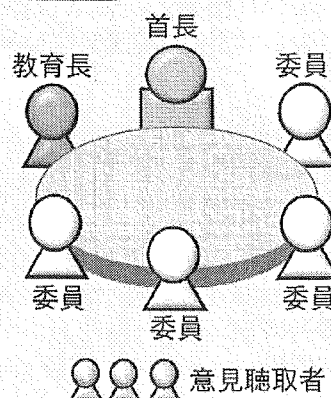
✓ 教育委員会の審議の活性化

POINT③ 総合教育会議

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



総合教育会議



総合教育会議の設置

- 首長が招集。会議は原則公開。
- 構成員は首長と教育委員会。（必要に応じ意見聴取者の出席を要請）
- 協議・調整事項は以下のとおり。
 - ① 教育行政の大綱の策定
 - ② 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - ③ 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

- ✓ 首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能に
- ✓ 首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたる事が可能に

POINT④ 大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。
- 首長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行。

✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

杉並区総合教育会議 委員名簿

平成27年5月14日現在

区分	職名	氏名
杉並区	区長	田中 良
杉並区 教育委員会	教育長	井出 隆安
	教育長職務代理者	馬場 俊一
	委員	對馬 初音
	委員	伊井 希志子
	委員	折井 麻美子

総合教育会議 席次表

